

# 母子保健事業日程表 保存版

会場：京田辺市保健センター

事業名	受付時間	R8.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月	
乳幼児健診・相談事業	3か月児健康診査	12:30 14:00	R7.12月生 7日	R8.1月生 12日	R8.2月生 9日	R8.3月生 7日	R8.4月生 4日	R8.5月生 8日	R8.6月生 6日	R8.7月生 10日	R8.8月生 8日	R8.9月生 12日	R8.10月生 2日	R8.11月生 9日
	10か月児発達相談	9:00 10:45	R7.5月生 24日	R7.6月生 29日	R7.7月生 26日	R7.8月生 24日	R7.9月生 28日	R7.10月生 18日	R7.11月生 30日	R7.12月生 27日	R8.1月生 18日	R8.2月生 29日	R8.3月生 26日	R8.4月生 26日
	1歳6か月児健康診査	12:30 14:00	R6.9月生 14日	R6.10月生 19日	R6.11月生 16日	R6.12月生 14日	R7.1月生 18日	R7.2月生 15日	R7.3月生 20日	R7.4月生 17日	R7.5月生 15日	R7.6月生 19日	R7.7月生 9日	R7.8月生 16日
	2歳児発達相談	9:00 10:45	R6.3月生 10日	R6.4月生 15日	R6.5月生 5日	R6.6月生 3日	R6.7月生 7日	R6.8月生 4日	R6.9月生 9日	R6.10月生 6日	R6.11月生 4日	R6.12月生 8日	R7.1月生 5日	R7.2月生 5日
	3歳6か月児健康診査	12:30 14:00	R4.10月生 17日	R4.11月生 22日	R4.12月生 19日	R5.1月生 17日	R5.2月生 21日	R5.3月生 11日	R5.4月生 23日	R5.5月生 20日	R5.6月生 11日	R5.7月生 22日	R5.8月生 19日	R5.9月生 19日
	5歳児健康診査	12:45 14:00	R3.4月生 21日	R3.5月生 26日	R3.6月生 23日	R3.7月生 28日	R3.8月生 25日	R3.9月生 29日	R3.10月生 27日	R3.11月生 24日	R3.12月生 22日	R4.1月生 26日	R4.2月生 16日	R4.3月生 23日
	発達相談会(事前申込)	9:30 11:30	9日	14日	4日	2日	6日	3日	8日	5日	3日	7日	4日	4日

※健康診査・発達相談(発達相談会を除く。)については、対象となる方に対象日の10日～2週間前に個別に案内を郵送します。

※発達相談会は未就学児を対象とし、事前申込制となります。認知・言語などの、発達についての心配や不安なことに、発達相談員がおこさんの様子を観察しながら、相談に応じます。相談をご希望の方は、事前に子育て支援課まで電話にてお申し込みください。

※はぐはぐ出張相談(月1回、各子育て支援拠点への巡回相談)で、計測・育児相談を実施しています。日程については、市広報誌やピックアップ情報でご確認ください。その他、育児相談は子育て支援課まで、お気軽にご相談ください。



最新の情報については、市ホームページでご覧いただけます。  
<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>

お問い合わせ  
ご相談は...

京田辺市子育て支援課  
 TEL 0774-64-1377 (直通) FAX 0774-64-7077

ひとりで悩まないで

子育ての味方はあなたのそばにたくさんいます

イライラをためず

子育てを楽しむヒント

- ★まわりの人に上手に頼ろう
- ★家事を頑張りすぎないで
- ★子育て仲間をつくろう
- ★ときには子どもと離れる時間をつくろう
- ★地域の子育て支援センターなどを利用しよう

あなたの気持ちをわかってくれる人たちがいます

気持ちを話してみましょう

**主な相談窓口**

- ★京田辺市こども家庭センター(京田辺市子育て支援課内)
  - 家庭児童相談室 電話 0774-64-1309 平日 8:30～17:15 Mail oyakosos@city.kyotanabe.lg.jp
  - 子育て相談室はぐはぐ(保健師に相談) 電話 0774-64-1377 平日8:30～17:15
- ★こどもと家族の相談室(京田辺市地域子育て相談機関) [公式ホームページ]
 

妊娠中の方や子育て中の方、おおむね18歳までのおこさんなどが、子育てや自分のことを相談できます。相談窓口は市内10か所あります。詳しくは公式ホームページをご覧ください。

  - こどもと家族の相談室 ミモザ
 

発達の不安や子育ての悩みを気軽にお話してきます。

 電話 080-7007-7029 火～金 10:00～18:00、土10:00～17:00  
 Mail mimosa@904n.co.jp
- ★京都府宇治児童相談所 京田辺支所
 

電話 0774-68-5520 平日 8:30～17:15  
 土日祝日・夜間(平日時間以外)の緊急時は 児童相談所全国共通ダイヤル 189

あなたの子育てを応援したいという方が、地域には大勢います。

“甘え上手”になって、まわりの人に協力を求めてください。

「会って話すのは苦手」「ちょっと面倒くさい…」という方も…

一人で抱え込まないで、電話やメールで気持ちを話してみませんか?

気持ちを誰かに聞いてもらうだけでも、スッキリした気分になりますよ♪

# 令和8年度 定期予防接種のご案内

注生：注射生ワクチン  
経生：経口生ワクチン  
不：不活化ワクチン

母子保健事業日程表・保健センター案内図は、表面をご覧ください。



○予防接種は、住民登録されている市区町村で受けてください。○接種にあたり、受診票（事前にご記入ください。）、母子健康手帳、マイナンバーカード（資格確認書等）をご持参ください。  
○対象者年齢の期間以外に接種されると有料（自己負担）となり、また健康被害が生じた場合、国の補償の対象外となりますので、余裕をもって接種してください。

## 個別接種

個別接種は、対象者年齢に気をつけて、委託医療機関で受けてください。個別接種は、予防接種広域化事業により京都市内に限り一部市外のかかりつけ医でも接種することができます。

ご希望の方は、必ず事前に子育て支援課に実施医療機関・接種方法等をお問い合わせください。※事前に連絡なしで接種された場合は、任意接種となり有料（自己負担）・国の補償の対象外となります。予防接種の対象者で、受診票をお持ちでない方は、あらかじめ子育て支援課にご連絡ください。郵送での発行となります。窓口での即日発行はできません。この表は、2026年2月1日現在のものです。

予防接種名	標準的な接種年齢（対象者）	接種方法	備考
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">経</span> 生 ロタウイルス感染症 （どちらか一方のワクチンで接種を完了させてください。）	ロタテック（5価） 出生6週0日後から32週0日後まで（初回接種は生後2か月に至った日から出生14週6日後まで）	3回 27日以上の間隔を置いて3回経口投与	対象となる方に受診票を郵送します。 以下に該当する方は定期接種の対象となりません。 ・腸重積症の既往歴のあることが明らかな者 ・先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く） ・重症複合免疫不全症の所見が認められる者 原則としてロタテック又はロタリックスのいずれか同一の製剤で接種を完了してください。（同一製剤での接種ができない場合は、子育て支援課までご相談ください。）
	ロタリックス（1価） 出生6週0日後から24週0日後まで（初回接種は生後2か月に至った日から出生14週6日後まで）	2回 27日以上の間隔を置いて2回経口投与	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> B型肝炎	生後2か月～9か月（1歳に至るまで接種可能）	3回 1回目を接種後、27日以上の間隔をあけて2回目、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種	対象となる方に受診票を郵送します。1回目の接種から3回目の接種を終えるまでには、おおよそ半年かかります。スケジュールをよくご確認いただき、1歳までに接種できるようにしてください。
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> 小児用肺炎球菌	生後2か月～7か月に至るまでに接種開始した場合（5歳に至るまで接種可能）	4回 （初回）生後12か月までに27日以上の間隔で3回 ＊生後12か月を超えて2回目の接種を行った場合は、3回目の接種はできません（追加接種は可） （追加）3回目の接種から60日以上あけて、かつ1歳以降に1回標準として生後12か月～15か月の間に接種	予防接種開始時期により、接種回数異なります。対象となる方に受診票を郵送します。
	生後7か月～12か月に至るまでに接種開始した場合（5歳に至るまで接種可能）	3回 （初回）生後12か月までに27日以上の間隔で2回 ＊2回目は生後24か月に至るまでに実施する。24か月を超えるときは実施できません（追加接種は可） （追加）2回目の接種から60日以上あけて、かつ1歳以降に1回標準として生後12か月～15か月に至るまでの間に接種	
	1歳～2歳に至るまでに接種開始した場合（5歳に至るまで接種可能）	2回 60日以上の間隔で2回	
	2歳～5歳に至るまでに接種開始した場合	1回	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> 五種混合 <small>ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ</small>	生後2か月～7か月に至るまでに開始（7歳6か月に至るまで接種可能）	1期初回 3回（20日から56日までの間隔）	対象となる方に受診票を郵送します。 ※四種混合ワクチンから五種混合ワクチンに切り替えて接種を行う場合は、受診票の差し替えが必要になります。子育て支援課までお申し出ください。
	初回3回目終了後6か月～18か月の間（7歳6か月に至るまで接種可能）	1期追加 1回	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">注</span> 生 結核(BCG)	生後5か月～8か月（1歳に至るまで接種可能）	1回	対象者となる方に受診票を郵送します。 ※京田辺市保健センターでの集団接種は令和5年3月で終了しました。
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">注</span> 生 MR〔麻しん 風しん〕	生後12か月～24か月に至るまで	1期 1回	1歳の誕生月に受診票を郵送します。 ※令和4年4月2日～令和5年4月1日生で接種できていない方は、令和9年3月31日までの間に接種ができます。
	小学校就学前1年間（令和2年4月2日～令和3年4月1日生の方）	2期 1回	5月に受診票を郵送します。 ※平成30年4月2日～平成31年4月1日生で接種できていない方は、令和9年3月31日までの間に接種ができます。
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">注</span> 生 水痘（みずぼうそう）	生後12か月～36か月に至るまで	（初回）生後12か月～15か月に至るまでに1回接種 2回（追加）初回接種から3か月以上あけて1回接種 標準として6か月～12か月の間に接種	1歳の誕生月に受診票を郵送します。
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> 日本脳炎	基礎免疫 3歳（7歳6か月に至るまで接種可能）	1期初回 2回（6日から28日までの間隔）	※3歳の誕生月に1期3回分の受診票を郵送します。 ※9歳の誕生月に2期1回分の受診票を郵送します。 《特例対象者（平成7年4月2日～平成19年4月1日生の方）》 ※日本脳炎の予防接種を十分に（1期、2期合わせて計4回）接種できていない方は、特例措置として20歳未満までの間に接種ができます。接種を希望される方は、母子健康手帳等で接種状況を確認したうえで、子育て支援課まで申し込んでください。
	4歳（7歳6か月に至るまで接種可能）	1期追加 1回（1期初回終了からおおむね1年後）	
	追加免疫 9歳（9歳～13歳未満まで接種可能）	2期 1回	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> 二種混合〔ジフテリア 破傷風〕	11歳（11歳～13歳未満まで接種可能）	2期 1回	11歳の誕生月に受診票を郵送します。
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> HPVワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症）（9価）	13歳となる日の属する年度の初日から末日までの間にある女子（小学6年～高校1年相当の女子）	2回 12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間に1回目を接種した場合に限り、6か月の間隔を置いて2回目を接種	5月に中学1年の方へ受診票を郵送します。 ※小学6年の方で接種を希望される場合や転入された方、済証又は受診票の再発行をご希望の方は、健康推進課（64-1335）までご連絡ください。
		3回 15歳から16歳となる日の属する年度の末日までに1回目を接種した場合は、2か月の間隔を置いて2回目、1回目の接種から6か月の間隔を置いて3回目を接種	
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不</span> RSウイルス母子免疫ワクチン	妊娠28週～37週に至るまでの妊婦	1回	妊娠届提出時に受診票をお渡しします。 ※すでに妊娠届を提出済で対象となる方については、令和8年3月上旬頃に案内を送付します。

※予防接種の年齢解釈について

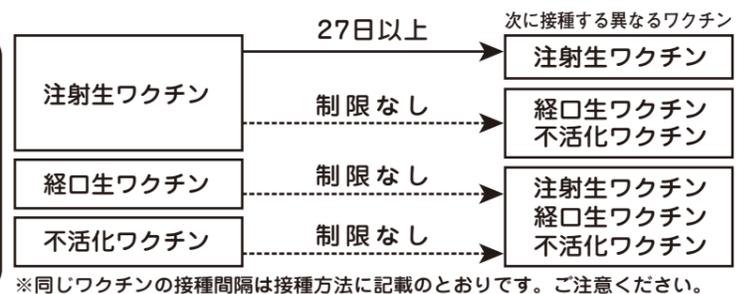
「至るまで」「〇歳未満」：対象年齢の前日（例 1歳（12か月）に至るまで→1歳の誕生日の前日まで）  
7か月に至るまで→生後7か月になる日の前日まで

出生●週●日：生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考えます。

※長期療養特例措置：定期予防接種の対象であった期間に、長期にわたり重篤な疾病にかかっていたことが理由で、予防接種ができなかった場合に限り、定められた接種対象年齢を超えていても定期予防接種を受けることができます（予防接種により年齢制限があります。）。なお、申請には、医師の意見書等が必要です。該当する疾病など詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

※予防接種助成について：里帰りや治療などで京都府外の医療機関で接種することを希望されている方は、事前にご相談ください。

異なるワクチンの接種間隔



各予防接種・健康診査等は、警報や災害等で変更する場合があります。